

Too Cloud backup 利用規約

第1章 総則

(契約の成立、利用規約の適用)

第1条

申込者が、申込書に記載の内容およびこのTooCloud Backup利用規約（以下、「本規約」といいます）条項に同意の上で、下記TooCloud Backupサービス（以下「本サービス」といいます）を利用する申込み（以下「申込み」といいます）を株式会社Too（以下「当社」といいます）に対し行い、当社が承諾の通知（登録証）を申込者宛に発信した時点で、申込者と当社との間で本サービスに関する利用契約が成立するものとします（以下、申込者と当社との間で成立した当該契約を「本契約」といい、本契約上の当社の相手方当事者を「利用者」といいます）。なお、上記承諾の通知は、E-mailを申込者に送信し、当該E-mailの本文中に、または当該E-mailに添付されたPDFファイルに、承諾の旨を記載する方法にて行うものとします。以下別段の規定がない限り、本契約における通知の方法は本条に定める通知の方法を準用するものとします。

2 前項に際して、申込者確認のための資料を販売代理店経由で当社に提出していただくことがあります。

(本規約の適用)

第2条 本規約は利用者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することができるものとします。

2 本規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる利用者に対し、その内容を通知するものとします。

(本規約の公表)

第4条 当社は本規約を当社のホームページ、その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(用語の定義)

第5条 本規約においては、以下の用語は以下のことを意味します。

(1) 「データセンター」とは、本サービスの提供を行い、バックアップデータを収容する施設をいいます。

(2) 「本システム」とは、本サービスを提供するために当社が用意するアプリケーションのことをいいます。

第2章 契約

(契約審査)

第6条

申込みに関する事務処理は、原則として申込みを受付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

2 当社は、次の各号に該当する場合には申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- (2) 申込者が未成年である場合。
- (3) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障がある場合、またはそのおそれがあると合理的に判断されるとき。
- (4) 申込者が反社会的な団体である場合、もしくはその構成員および周辺関係者であると判断されるとき。
- (6) 当社の審査により申込者が本サービスの利用に適さないと判断したとき。

3 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は直接または販売代理店経由で申込者に対しその旨を通知します。

(契約の単位)

第7条 本サービスの契約の単位は、バックアップの対象となるデータ容量に応じて契約を締結いたします。

2 本契約1契約につき、利用者の1台のサーバまたはパソコンのみに本サービスの利用が可能なユーザアカウント（パスワードを含む）が1つ付与されます（以下、ユーザアカウントが割り当てられたサーバまたはパソコンを「利用者端末」といいます）。利用者は、2台以上のサーバまたはパソコンに本サービスを利用する場合、台数追加毎に別途有償にてユーザアカウントを購入し利用者端末を追加するものとします。

(契約の不成立等)

第8条 当社は、次の場合に該当すると当社が判断したときは契約成立後においても、次の各号に該当すると判断した場合、当社は、本契約を解除することがあります。

- (1) 当社所定の利用申込書に虚偽の事項を記載し、又は記入漏れがある場合並びにその恐れがある場合
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払を怠り、又は怠る恐れがあると当社及び販売代理店が申請した場合
- (3) 本サービスの申込者が第15条(提供停止)各号のいずれかに該当するとき、又は該当する恐れのある場合
- (4) 本サービスの申込者が過去において第15条(提供停止)各号のいずれかに該当した場合 (5) その他、当社の業務遂行上支障があると認められる場合

(契約期間)

第9条 本契約の契約期間は、第1条に定める契約成立の日から3ヶ月間とします。

2 利用者から契約期間満了の1ヶ月前までに契約内容の変更又は終了の旨を書面により通知し

ない場合、又は終了日の1ヶ月前までに当社より終了の通知をしない場合に限り、同様の内容で契約期間は1か月間自動延伸されるものとし、その後も同様とします。

3 本契約は中途解約できないものとします。

(サービス利用内容の変更)

第10条 利用者が本サービスの利用内容の変更を希望する場合は、変更する内容等について当社が別途定める方法に従い、当社に申し込むものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は利用者に対しその旨を通知します。

3 第1項の申込があった場合に、第8条の各号に該当すると当社が判断したときは、又は技術的に困難である等当社の業務遂行上支障がある場合は、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は利用者に対しその旨を通知します。

4 利用者の契約内容変更は、当社が変更を承諾し、変更後のサービスの利用を利用者が開始した日が属する月の1日より適用します。

(利用者の名称等の変更)

第11条 利用者は、申込書に記載された利用者の名称等、利用者に関する事項に変更があった場合は、変更内容を速やかに当社所定の方法により当社に、直接または販売代理店経由で届け出るものとします。

2 利用者が第1項に定める変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社及び販売代理店は一切の責任を負わないものとします。

(利用者が行う契約の解約)

第12条 利用者は、1ヶ月前までに当社所定の方法で販売代理店経由または直接当社に届け出ることにより、本サービスの全部又は一部の利用を解約できるものとします。=

(当社が行う契約の解約)

第13条 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、あらかじめ利用者へ通知することなく本契約を解除することができるものとします。

(1) 第15条(提供停止)第1項に基づき当社がサービスの提供の全部又は一部を停止した場合において、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合

(2) 第15条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由により、本サービスの提供に著しく支障を及ぼす恐れがあると認められる場合

(3) 第20条第2項に該当する場合

第3章 提供停止等

(運用停止)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの運用を停止することができるものとします。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守、工事、又は障害等、やむを得ない場合
- (2) 当社の本システムの保守を緊急に行う場合
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生、もしくは発生する恐れがある場合
- (4) 当社に設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (5) 当社が本サービスの運用の全部又は一部を中止することが望ましいと判断した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの運用を停止するときは、あらかじめその旨とサービス運用停止の期間を利用者に通知することとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(提供停止)

第15条 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本規約に違反をした場合
- (2) サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合
- (3) 当社に損害を与えた、あるいは第三者の利用者に対して支障を与えた場合
- (4) 本規約の基づく債務を履行しなかった場合
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、商標その他の知的財産権を侵害した場合
- (6) 本システムに権限なく不正にアクセスを試みる等、本サービスの運営に支障をきたす恐れのある場合
- (7) 当社あるいは第三者の ID あるいはパスワードを不正に使用した場合
- (8) その他利用者として不適当と当社が判断する場合
- (9) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があったとき。
- (10) 当社が提供する本サービス以外のサービスを利用者が利用し、当該サービスにかかる利用規約違反により当該サービスにかかる契約を解除されたとき。
- (11) その他、当社により提供停止に値すると合理的に判断されるとき。
- (12) 利用者が、本サービスの料金（以下、「サービス料金」といいます）の支払を2週間以上遅滞したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨とサービス提供停止の期間を利用者に通知することとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社が前項の規定により本サービスの提供を停止した場合、利用者はすでに当社に支払った当該期間の所定の料金等の償還を受けることはできないものとします。

4 当社は利用者に通知することなく、第1項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。

これにより利用者に損害が発生した場合も、当社は何らの責任も負わないものとします。

(非常事態時の利用の制限)

第16条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害の予防、もしくは救援、交通、通信、もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

第4章 サービス提供条件

(サービスの内容)

第17条 本サービスは、別に契約した当社以外の事業者の提供する回線サービス(以下「回線サービス」といいます。)を介して、当社が利用するデータセンターの本システムに利用者サーバ上の利用者に指定された領域のデータをバックアップデータとして保存するサービスです。

(サービスの業務範囲)

第18条 本サービスを提供するにあたり、当社の業務範囲は、次に挙げる通りとします。

- (1) バックアップ装置への定期的なデータの保管
- (2) バックアップデータ収集エラーの確認及び利用者への通知
- (3) バックアップ容量が本サービスの利用申込において利用者が設定したバックアップデータ容量(以下「契約容量」といいます。)の値に達した旨の利用者への通知

(サービスの利用の制限)

第19条 本サービスは次に挙げる利用の制限の内容で提供します。

- (1) 利用者の指示に基づき当社で実施するデータ復旧作業は、データ復旧後の正常性を保証するものではありません。
- (2) 当社が指定した形式以外のファイル名を使用しているデータあるいは、バックアップの収集ができない場合があります。
- (3) 第14条(運用停止)に定める事項によりバックアップの収集を中止した場合、バックアップの再収集は行いません。
- (4) 利用者の責に帰すべき事由によりバックアップの収集を中止した場合、バックアップの再収集は行いません。
- (5) 収集するバックアップデータ量が、本サービスの利用申込において利用者が設定した契約容量を超えた場合、又は他社提供の回線サービスの提供状態によって、バックアップ時間が利用者の想定する許容時間を超えてしまう場合があります。

第19条の2 (利用条件)

利用者が本サービスを利用するには、当社が配布するソフトウェア(以下、「配布ソフトウェア」といいます)を利用しなければならないものとします。なお、利用者は配布ソフトウェアを自からインストールした上で適正に使用するものとします。

- 2 配布ソフトウェアを利用しなかったことによって利用者に生じたいかなる損害についても、当社は何らの責任を負わないものとします。
- 3 利用者は配布ソフトウェアを利用の際はその使用許諾契約に同意するものとします。
- 4 利用者は、当社が提供した配布ソフトウェアを本サービスの目的のためにのみ利用することができ、これ以外の目的に利用することはできません。
- 5 利用者は、配布ソフトウェアを改ざんしたり、第三者に使用許可すること、第三者に再配布することができないものとします。
- 6 配布ソフトウェアは、利用者端末にのみインストールできるものとします。
- 7 配布ソフトウェアにかかる知的財産等一切の権利は、当社または使用許諾者に帰属し、利用者は本契約に従い使用する以外に配布ソフトウェアに関する何らの権利も有さないものとします。
- 8 利用者は、配布ソフトウェアの瑕疵の修正、翻案、配布ソフトウェアに依拠した派生物の創作を自らまたは第三者をして行ってはならないものとします。
- 9 利用者は、配布ソフトウェアのリバースエンジニア、逆コンパイル、解読、逆アセンブルあるいは人による解読が可能な状態に単純化することを行ってはならないものとします。

第19条の3(非常事態時の利用の中止、制限)

当社は、天災など非常事態時、当社の設備の保守、工事、または障害等のやむを得ない事情があるときは本サービスを中止、もしくは制限する措置をとることがあります。

2 本サービスの提供を中止もしくは制限するときは、当社は利用者に対し、その旨及びサービス提供中止の期間など必要な情報を事前に告知します。ただし、やむを得ないときはこの限りではありません。

3 本サービスの中止または制限によって利用者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。

(サービス提供の終了)

第20条 当社は、当社の事情により、本サービス又は本サービスの一部の提供を終了することがあります。

2 本サービスの終了にあたっては、1ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって利用者にもその事を周知しサービスを終了することとします。

3 本サービスの提供終了にあたり、バックアップデータの取り扱い(返却、削除等)については、利用者と別途協議の上、判断することとします。

第20条の2(利用者の地位の承継等による本契約の終了等)

利用者である個人が死亡したときは本契約は終了し、当社に対する未払いの債務があるときは、相続人が支払義務を承継するものとします。

2 利用者である法人が廃業したとき、第三者または利用者自らが利用者の破産の申し立てを行った場合、本契約は終了します。

3 利用者である法人が合併などにより本契約上の利用者の地位の承継があった場合には、利用者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、その通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をして本契約を解除することができるものとします。当社が解除した場合も、当社に対する未払いの債務があるときは利用者の地位を承継した法人は支払義務を承継するものとします。

第5章 料金等

(料金等)

第21条 サービス料金は、利用開始時に提出を必要とする申込書の内容に基づき確定するものとし、

(料金等の支払義務)

第22条 利用者は、サービス料金を当社に対し支払う義務を負います。

2 第15条(提供停止)により本サービスの提供が停止された場合においても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 契約成立後サービス提供開始までの期間に利用者の都合により契約が解除された場合、当社は直接または販売代理店経由で利用者に対し違約金を請求させていただくことがあります。請求の手続きは料金等の請求の手続きと同様とします。

(料金等の計算方法)

第23条 サービス料金は、以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金(以下「月額利用料金」といいます。)の額とします(但し、利用者に対する販売代理店経由の場合、初回の請求時は、月額利用料金3か月分と第3項に定める初期費用の総合計額とします。)。なお、当社は、サービスの利用開始日または利用終了日が月の中途である場合といえども、日割による精算は実施せず、当該利用開始日または当該利用終了日が属する月の月額利用料金を減額しないで利用者に対して直接または販売代理店経由で請求することができるものとします。また、利用者への請求書は月末締めで行います。

(1) 第14条(運用停止)により本サービスの運用が停止された場合、停止された期間の属する月額利用料金は、次式により算出された金額とします。

$$(\text{月額利用料金}) \times (\text{その月の利用期間日数}) \div (\text{暦日数})$$

(2) 利用者の申込によりサービス種別等を変更した場合、変更月の属する月額利用料金は、変更した日時に係わらず、変更後の月額利用料金の額とします。

(3) 本契約成立時(更新の場合を除く)のサービス料金は3か月の全期間の利用料金とします。

2 前項第2号に定める規定により月額利用料金の額を変更した場合、当社は当該変更の対象となる利用者に対し、直接または販売代理店経由でその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の月額利用料金の額が適用されるものとします。

3 当社は、月額利用料金とは別途に、当社が別に定める初期費用を、利用者に対する初回の月額利用料金の請求と同時に直接または販売代理店経由で利用者に対し請求するものとします。

(料金等の支払方法)

第24条 利用者は、サービス料金等を当社の代理人である販売代理店が別途指定する方法で、販売代理店の指定する期日までに販売代理店の指定する金融機関等に支払うものとします。

(遅延損害金)

第25条 利用者が、サービス料金その他の金銭債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該利用者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を、遅延損害金として当社または販売代理店が指定する期日までに支払うこととします。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(消費税等)

第26条 利用者が当社または販売代理店に対し本サービスに係わる金銭債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は当社または販売代理店に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額をあわせて支払うものとします。

(端数処理)

第27条 当社及び販売代理店は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第6章 利用者への注意

(利用責任者)

第28条 本サービスの利用にあたり、利用者はあらかじめ利用責任者を選任し、当社にて届け出るものとします。利用責任者が交代したときは直ちに当社に直接または販売代理店経由で書面で通知するものとします。

(ユーザアカウント及びパスワードの管理)

第28条の2

利用者は本サービスにて提供されるユーザアカウント及びパスワードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないようにするものとします。また、利用者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 利用者は、ユーザアカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとします。

3 当社は、ユーザアカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

4 利用者はユーザアカウントの変更をできないものとします。ただし、当社は、利用者の承諾なく、ユーザアカウントの変更をする場合があります。この際、当社は利用者に対して変更についての通知をするものとします。

(利用者への通知方法)

第29条 本サービスの利用等に基づく当社から利用者への諸通知は、あらかじめ当社に届け出されている住所に電子メールアドレス宛てに電子メールを送信、又は当社が適切と判断する方法により通知されるものとし、この通知が発送された時点をもって、本規約の変更等が有効になるものとします。

(利用者の禁止行為)

第30条 利用者は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社が利用するデータセンターにて管理する本システムへ不正アクセスをする行為
- (2) 本サービスの妨害行為
- (3) 日本国の定める「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」又はその他の法律もしくは公序良俗に抵触する行為、またはその恐れのある行為
- (4) 当社あるいは他の利用者、若しくは第三者の権利を侵害し、又は他の利用者及び第三者に迷惑・不利益等を与える行為、又はその恐れのあるもの
- (5) その他当社が不適切と判断する行為

2 利用者が前項の規定に違反し、当社が損害を受けたときは、利用者はその復旧に要する費用の負担をするものとします。

3 利用者は本サービスにアクセスするためのID及びパスワード等を与えられた場合、利用者の責任で管理し、その漏洩、使用上の誤り、または不正使用等の行為による損害の責任は、利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7章 雑則

(当社の知的所有権)

第31条 本サービスの提供に関連して当社が利用者に貸与又は提示するソフトウェア等の物品(本規約、本サービスの取扱マニュアル等を含む)に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 利用者は前項に付属し、以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) サービス利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 複製・改変等を行わないこと
 - (3) 営利目的の有無に関わらず、第三者に頒布・公衆送信・貸与・譲渡・担保設定等を行わないこと
 - (4) 当社又は当社の指定するものが表示した著作権表示を削除又は変更しないこと
 - (5) その他当社又は正当な権限を有する第三者の知的所有権を侵害しないこと
- 3 本条の規定

は、本サービスの契約期間終了後も効力を有するものとします。

(第三者の権利侵害に対する補償)

第32条 当社は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、当社の判断により、以下の処置を選択実行することができるものとします。この場合、利用者はこれに従うものとします。

- (1)従前どおり利用者にサービスを提供する
- (2)当該係争に係わる部分について当社の判断で同等の代用物と交換する
- (3)当該係争に係わる部分についてサービスの運用を中止する

2 利用者は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨を速やかに当社に通知し、当社の行う権利防御等に協力し、当該紛争の処理につき、当社の指示に従うものとします。利用者がかかる義務を履行することを条件として、利用者が当該紛争に関する確定判決又は当社が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金支払義務を負担した場合、当社は利用者に対し、利用者が当社に支払った1ヶ月分の月額利用料金の総額を上限として、当該賠償金相当額を補償するものとします。

3 本条の規定は、本サービスが第三者の知的所有権を侵害した場合に当社が利用者に対して負う一切の責任を規定したものとします。当社は、利用者その他いかなる者に対しても、本条の責任以外には、いかなる責任も負担しないものとします。

(守秘義務)

第33条 利用者及び当社は本契約に関し知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

但し次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となった場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (5) 開示又は提供につき、相手方の同意を得た場合
- (6) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合
- (7) 利用者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) その他本サービスの運営上必要がある場合利用者及び当社は関係者に対しても、前項の規定を遵守させるものとします。

(利用者の協力義務)

第34条 当社は以下の場合、利用者に対し本契約に関する利用者の情報・資料等の提供を求め

ることができるものとします。この場合、利用者はそれに応じるものとします。

- (1) 利用者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防又は回復のための必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他当社が必要と判断する理由がある場合

(損害賠償)

第35条 (責任の制限)

当社は、もっぱら当社の責に帰すべき事由により、利用者に対し本サービスを提供しなかったときは、当社において利用者が本サービスを利用できないことを知ったときから、連続して72時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、サービス料金の1か月分相当額を限度として、損害の賠償をします。

第35条の2 (免責)

第35条の規定は、本契約に関して当社が利用者に対して負う一切の責任を規定したものとします。それ以外当社は利用者、その他第三者に対しても同様に、本サービスの利用（配布ソフトウェアの利用を含むがこれに限定されない）により、またはそれに関連して生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。また、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障により生じた損害についても同様とします。

2 本サービスの利用において、利用者が第三者に損害を与えた場合、または利用者が第三者と紛争を生じた場合、利用者は自己の責任において解決するものとし、それにより生じた損害について当社は何らの責任を負わないものとします。

(分離性)

第36条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(協議)

第37条 本契約に定めない事項については、当社と利用者との協議によって定めるものとします。

(紛争の解決)

第38条 本契約について、利用者当社との間に紛争が生じた場合は、両者の協議により解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第39条 本契約について、利用者当社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審における合意上の管轄裁判所とします。

(準拠法)

第40条 本規約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

第41条 (データ等の取り扱い)

本サービス上提供されたデータ記録領域に記録された利用者のデータ（以下、「利用者データ」といいます）が、滅失、毀損した場合、あるいは、第三者による漏洩・傍受その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合も、その結果発生する損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2 当社は、利用者データについて、システムの性質上、復元の完全性を保証しないものとします。その結果発生する損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

3 利用者の問い合わせまたは本サービス提供の必要に応じ、当社は利用者データを確認・操作する場合があります。

4 当社は、利用者のデータ記録領域に対するアクセスの状況の記録（「ログ」といいます。）の内容を利用者に通知するサービスを提供いたしません。また、当社がログの内容を利用者に知らせないことによって生じた損害について何らの責任を負いません。

第42条 (利用者データ等の消去)

以下の場合、当社の合理的判断に基づいて、利用者の事前の承諾を得ることなく、利用者データの削除ができるものとします。

(1)利用者データの内容が、第20条（提供停止）第1項の各号にあたりと判断されるとき。

(2)利用者データの容量が当社規定の容量を超過したとき。

(3)その他、当社が不適切と認めたとき。

2 当社は前項に基づく行為について何らの責任を負わないものとします。

第43条 (本契約終了時の利用者データ等)

事由の如何を問わず本契約が終了した場合、当社は利用者データを削除します。これにより利用者に生じた損害に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

附則 この利用規約は、令和2年6月1日から実施します。